平成２２年（フ）第４０３号
群馬県高崎市城山町１丁目４番地１　県住Ｆ棟85号
債務者　高橋　志卓
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０４号
群馬県富岡市南後箇768番地２
債務者　岩崎　晴香
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２３６号
千葉県銚子市栄町４丁目1579番地の６　プレステージコートＡ202
債務者　小鷲　直人
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４号
京都府福知山市字中ノ233番地の４
債務者　審　　明子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
堺市東区野尻町146番地１　ウエダハイツ201号
債務者　西野　洸司
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５８号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目35番10号103号
債務者　辰己　寿之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１７号
堺市中区福田571番地１　メゾンドール北野田402号
債務者　滝野　智子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６５号
大阪府富田林市寺池台５丁目２番410―402号
債務者　大岩　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０７号
堺市中区八田北町10番地31　５棟202号
債務者　古藤　正教
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７０８号
堺市中区八田北町10番地31　５棟202号
債務者　古藤　寛子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３３号
大阪府松原市上田８－７－２―508、住民票上の住所大阪府松原市別所６丁目12番30号
債務者　三谷　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１７号
堺市西区草部1021番地　７棟108号
債務者　大橋利惠子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２３号
大阪府河内長野市汐の宮町９番７―406号
債務者　岩瀬　友子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４１号
大阪府松原市三宅中５丁目１番16―203号
債務者　尾﨑　好貢
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
香川県さぬき市志度2247番地
債務者　嶋谷　貴司
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９７号
福岡県八女市吉田1159番地１　ライフダース吉田７号
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６１５号
長崎県長崎市出雲３丁目４番７号
債務者　鮫島美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係